



# 総合課税の対象となる社債利子の範囲の整備（1/2）

## 一言解説

特定法人が発行した社債の利子で、実質的にその同族会社から支払を受けると認められるものは総合課税の対象です。

## 1. 概要

### (1) 平成25年度税制改正

金融商品間で公平・中立・簡素な税制の実現を目指す金融所得課税の一体化に向けて、**平成25年度税制改正**では抜本的な金融・証券税制の見直しが行われ、その中で従来源泉分離課税であった公社債の利子は、改正後は特定公社債（国債・公募公社債・上場公社債など）の利子所得については申告分離課税（申告不要可）が適用されることとなりました。

一方、**特定公社債以外の公社債の利子で同族会社の役員等である株主がその同族会社から支払を受けるもの**については、改正後は総合課税が適用されることとなりました（平成28年1月1日以後に支払を受けるべき利子について適用）。これは、本来総合課税（累進税率）により課税されるべき「役員報酬等」を社債利子の形で受領することで分離課税により課税される利子所得に転換して税負担を軽減する事例が見られたため、課税の適正化の観点から採られた措置です。

### (2) 令和3年度税制改正

上記(1)の改正後においても、同族会社の「株主」に該当しない個人と同族会社との間にその個人が支配する法人を介在させて間接的にその同族会社を支配する場合は、その同族会社から支払を受ける社債の利子は、上記(1)と同様の課税方式の転換が容易に可能であるため、**令和3年度税制改正**において、課税の適正化の観点から、**同族会社との間に個人が支配する法人を介在させて間接的にその同族会社を支配する場合**におけるその個人がその同族会社から支払を受ける社債の利子についても、総合課税が適用されることとなりました。

### (3) 令和8年度税制改正（案）

上記(2)の改正後においても、同族会社との間に第三者（**特定法人**）を介在させてその第三者から社債の利子の支払を受けたり、同族会社の株主が他の同族会社（**特定法人**）から社債の利子の支払を受けることにより、社債の利子に対する総合課税の適用を逃れる場合があります。実態としては同族会社から利子の支払を受けることと変わらないことから、**令和8年度税制改正（案）**において、**同族会社の役員等が、その同族会社以外の法人（特定法人）が発行した社債の利子で、実質的にその同族会社から支払を受けるもの**と認められるものについても、総合課税が適用されることとなりました。

## 適用時期

令和8年4月1日以後に支払を受けるべき社債の利子及び償還金について適用します。



## 総合課税の対象となる社債利子の範囲の整備（2/2）

### 2. 改正の内容

- (1) 同族会社の役員等が、その同族会社以外の法人（以下「**特定法人**」といいます。）が発行した社債の利子で、**実質的にその同族会社から支払を受けるものと認められる場合**における当該利子を、総合課税の対象とします。  
また、その同族会社の役員等が支払を受ける当該特定法人が発行した**社債の償還金**についても、総合課税の対象とします。
- (2) 「**実質的にその同族会社から支払を受けるものと認められる場合**」とは、特定法人が発行した社債に係る債務についての同族会社による保証の契約その他の契約の内容その他の状況からみて、**同族会社の役員等が特定法人が発行した社債に係る債務の不履行により実質的に損失を受けないと認められる場合**をいいます。
- (3) 上記(1)及び(2)の改正は、令和8年4月1日以後に支払を受けるべき社債の利子及び償還金について適用します。

